

金銭消費貸借契約書

(消費貸借の合意)

第1条 平成★★年★★月★★日、債権者【●● ●●】(以下「甲」という。)は、金☆☆☆万円を貸し渡し、債務者【〇〇 〇〇】(以下「乙」という。)は、これを受け取り、借用した。

(利息・遅延損害金の利率)

第2条 本貸付金の利息・遅延損害金の利率については、次のとおりとする。

- (1) 貸付利息 年率 〇パーセント
(平年は365日 日割計算。閏年は366日 日割計算)
- (2) 遅延損害金 年率 21.9パーセント
(平年は365日 日割計算。閏年は366日 日割計算)

(弁済方法)

第3条 乙は、甲に対し、第1条の借入金及び前条の利息を、平成★★年★★月から平成★★年★★月まで、毎月末日限り、金20万円宛、計■回に分割して、甲に持参又は甲の指定する預金口座に振込送金の方法により支払う(元利均等分割弁済)。

【甲の指定する預金口座】

金融機関名：◇◇◇◇銀行

本支店名：◆◆◆支店

預金種別：普通預金

口座番号：

口座名義：●● ●● (カナ：.)

(遅延損害金の支払)

第4条 乙は、甲に対し、期限後または期限の利益を失った場合には、その翌日から完済するまで、残元金に対し、遅延損害金を付加して支払う。

(期限の利益喪失)

第5条 乙に次にかかげる事項のひとつにでも該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告がなくとも乙は当然に期限の利益を喪失するものとし、乙は甲に対し、直ちに残元利金全額を支払わなければならない。

- (1) 乙が第2条に定める分割金の支払いを2回分以上怠り、その額が金●●万円に達したとき。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 他の債務につき、仮差押、仮処分、強制執行、国税滞納処分またはその例による差し押さえを受けたとき。
- (4) 乙が住所を移転、または勤務先や連絡先電話番号の変更を甲に告知しなかったとき。

(5) その他、本契約の条項に違反したとき。

(専属的合意管轄条項)

第6条 甲乙は、本契約に関する訴訟その他の法的手続については、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意した。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通宛を保有する。

平成 年 月 日 (借主記入)

貸主 甲 (住 所)
(氏 名) 印

借主 乙 (住 所)
(氏 名) 印